

山口県栽培漁業センター条例（昭和三十九年三月二十六日山口県条例第四十四号）

（設置）

第一条 沿岸漁業の振興を図るため、栽培漁業センターを設置する。

（名称及び位置）

第二条 栽培漁業センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
山口県内海栽培漁業センター	山口市
山口県外海栽培漁業センター	長門市
山口県外海第二栽培漁業センター	阿武郡阿武町

（業務）

第三条 栽培漁業センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 水産動植物の種苗の生産及び配布に関すること。
- 二 栽培漁業に係る技術の研究及び指導に関すること。

（指定管理者による管理）

第四条 栽培漁業センターの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- 一 前条各号に掲げる業務に関すること。
- 二 施設及び設備の維持管理に関すること。

（指定管理者の指定）

第五条 知事は、前条の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

- 2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。
- 3 第一項の規定による公募に応じようとするもの（以下「応募者」という。）は、規則で定めるところにより、栽培漁業センターの管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による応募があつたときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。
 - 一 事業計画書の内容が、栽培漁業センターを利用する者の平等な利用を確保することができるものであること。
 - 二 事業計画書の内容が、栽培漁業センターの効用を十分に発揮するとともに、栽培漁業センターの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
 - 三 応募者が、事業計画書に沿つた管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

- 5 知事は、前項に規定する審査を行つたときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。
- 6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち栽培漁業センターの管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条の規定による指定をするものとする。
- 7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条の規定による指定をすることができる。
- 8 知事は、前条の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(指定管理者が講ずべき措置)

第六条 知事は、第四条の規定による指定をするときは、個人情報(山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第二条第一項に規定する個人情報(第四条各号に掲げる事務に係るものに限る。)をいう。)の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

(知事による管理の業務の実施)

第七条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて栽培漁業センターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により栽培漁業センターの管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、第四条の規定にかかわらず、栽培漁業センターの管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(その他)

第八条 この条例に定めるもののほか、栽培漁業センターの管理について必要な事項は、知事が定める。

山口県栽培漁業センター規則（平成十七年七月二十二日山口県規則第百十八号）

（趣旨）

第一条 この規則は、山口県栽培漁業センター条例（昭和三十九年山口県条例第四十四号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、栽培漁業センターの管理について必要な事項を定めるものとする。

（応募の時期及び方法等についての公告）

第二条 条例第五条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に掲載して行うものとする。

- 一 指定管理者に管理を行わせようとする栽培漁業センターの概要
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 三 指定しようとする期間
- 四 応募者に必要な資格に関する事項
- 五 応募の方法及び期間
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（応募の手続）

第三条 条例第五条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
- 二 応募に係る栽培漁業センターの名称及び位置
- 三 栽培漁業センターの管理に係る事業計画

2 条例第五条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 二 法人にあっては、登記事項証明書
- 三 栽培漁業センターの管理に係る収支予算書
- 四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度（次号において「直前二事業年度」という。）の事業報告書又はこれらに類する書類
- 五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（指定の公示）

第四条 条例第五条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に掲載して行うものとする。

- 一 指定管理者に管理を行わせる栽培漁業センターの名称及び位置
- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 四 指定の期間

(遵守事項)

第五条 栽培漁業センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守し、栽培漁業センターの設置の目的に沿って、これを利用しなければならない。

- 一 栽培漁業センターの施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- 二 他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が栽培漁業センターの管理のため必要があると認めて定めた事項

(その他)

第六条 この規則に定めるもののほか、栽培漁業センターの管理について必要な事項は、別に定める。